

台風 12 号による被害を受けた学生に対する奨学金の 緊急・応急採用について

日本学生支援機構が、台風 12 号により被害を受けた学生を対象とした、奨学金の緊急・応急採用を募集しております。

適用地域

- ・鳥取県、三重県、奈良県、和歌山県の災害救助法適用地域
- ・以下の場合には適用地域に準じて取り扱われます。

適用地域以外で適用地域と同等の災害に遭った世帯の学生

適用地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

災害救助法適用地域の詳細については、教学事務室学生生活窓口にて確認できます。

奨学金の種類

緊急採用（第一種奨学金）...無利子。貸与月額 30,000 円、64,000 円から選択。貸与始期は平成 23 年 9 月以降で本人が希望する月。貸与終期は平成 24 年 3 月。

応急採用（第二種奨学金）...有利子。貸与月額 30,000 円、50,000 円、80,000 円、100,000 円、120,000 円から選択。貸与始期は平成 23 年 4 月以降で本人が希望する月。貸与終期は修業年限の終了月まで。

現在すでに日本学生支援機構奨学金を貸与中の場合、同種類の奨学金の重複は出来ません。

例：第一種貸与中の場合、応急採用（第二種）への応募は可能。緊急採用（第一種）への応募は不可。

提出書類

- ・被災証明書
- ・父母の収入に関する証明書等
- ・成績証明書
- ・教学事務室にて配布の応募書類

必要書類の詳細については、教学事務室学生生活窓口にて、ご確認ください。

上記の書類が準備できない場合は、教学事務室学生生活窓口にご相談してください。